

三次市教育委員会議案第 25 号

三次市教育委員会組織規則等の一部を改正する規則案を次のように提出する。

平成 23 年 8 月 9 日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市教育委員会組織規則等の一部を改正する規則（案）

（三次市教育委員会組織規則の一部改正）

第 1 条 三次市教育委員会組織規則（平成 16 年三次市教育委員会規則第 5 号）
の一部を次のように改正する。

第 5 条の表中

「

(7) 生涯スポーツの振興に関すること。

」を

「

(7) 生涯スポーツの推進に関すること。

」に、

「

(8) 競技スポーツの振興に関すること。

」を

「

(8) 競技スポーツの推進に関すること。

」に、

「

体育指導委員に関すること。

」を

「

スポーツ推進委員に関すること。」に、

「

(6) スポーツ・文化振興事業検討委員会に関すること。

」を

「

(6) スポーツ推進・文化振興事業検討委員会に関すること。

」に改める。

第14条の表中

「

三次市体育指導委員	スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)に基づき、住民のスポーツ振興に関し、指導、助言、育成等を行う。
三次市スポーツ振興審議会	スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)に基づき、スポーツに関する事項について調査審議し、教育委員会に建議すること。

」を

「

三次市スポーツ推進委員	スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第2項の規定により、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに市民に対する実技の指導及び助言を行うものとする。
三次市スポーツ推進審議会	スポーツ基本法第31条の規定により、スポーツ推進計画の策定その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議し、教育委員会に建議すること。

」に

改める。

(三次市体育指導委員に関する規則の一部改正)

第2条 三次市体育指導委員に関する規則（平成16年三次市教育委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

題名中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

第1条中「，スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第19条第2項」を「，スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項」に，「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

第2条第1項各号列記以外の部分中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に，「スポーツの振興」を「スポーツの推進」に改め，同項第6号中「スポーツの振興」を「スポーツの推進」に改め，同条第2項中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

第3条中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に，「，三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改める。

第4条から第7条までの規定中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

（三次市体育施設設置及び管理条例施行規則の一部改正）

第3条 三次市体育施設設置及び管理条例施行規則（平成16年三次市教育委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「条例第5条」を「条例第6条」に改め，同条第2項中「条例第12条」を「条例第13条」に改める。

第6条第1項中「条例第13条」を「条例第14条」に改める。

第7条中「条例第14条ただし書」を「条例第15条ただし書」に改める。

第9条中「条例第19条」を「条例第21条」に改める。

（三次市営水泳プール設置及び管理条例施行規則の一部改正）

第4条 三次市営水泳プール設置及び管理条例施行規則（平成16年三次市教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「条例第6条第1項」を「条例第8条第1項」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「条例第7条第4号」を「条例第9条第4号」に改める。

第5条第1項中「条例第11条」を「条例第13条」に改める。

第 6 条中「条例第 1 2 条第 2 項」を「条例第 1 4 条第 2 項」に改める。

第 1 0 条中「，又は条例第 9 条」を「，又は条例第 1 1 条」に改める。

第 1 1 条中「条例第 1 5 条」を「条例第 1 8 条」に改める。

(三次市 B & G 海洋センター設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第 5 条 三次市 B & G 海洋センター設置及び管理条例施行規則 (平成 1 6 年三次市教育委員会規則第 3 4 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「条例第 1 3 条」を「条例第 1 4 条」に改める。

附 則

この規則は，スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例 (平成 2 3 年三次市条例第 号) の施行の日から施行する。